

報道関係者各位

令和2年12月24日（木）

【照会先】

三重労働局職業安定部職業対策課

課長 浦 幸 生

課長補佐 横 田 由 美

地方障害者雇用担当官 田 中 多 加

電話 059-226-2306

障害者雇用に優良な事業主として百五管理サービス（株） を認定（もにす認定制度）

－三重県で認定第1号－

三重労働局（局長 西田和史）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定企業として、百五管理サービス株式会社を認定し、通知書交付式を行います。

「もにす認定」は、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の状況などが一定以上の優良な企業を厚生労働大臣が認定しています。



認定通知書交付式

- 日時：令和3年1月15日（金）11:00から
- 場所：百五銀行 岩田本店棟 4階 第1会議室
（津市岩田21番27号）
- 認定企業 百五管理サービス株式会社
（株式会社 百五銀行 特例子会社）

【認定基準項目】（主なもの）

- ① 評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること。
※評価基準については、別紙リーフレットを参照
- ② 法定雇用率を達成していること。
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者を1名以上雇用していること。
※就労支援継続A型事業所の利用者は除く
- ③ 過去に認定を取り消された場合、取り消し日から起算して3年以上経過していること。
- ④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと。
※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

※取材にお越しいただく際は、当局までご一報いただけると幸いです。

（添付資料）

- ・リーフレット「障害者雇に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度を始めました！」

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット



● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること

（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）

②法定雇用率を達成していること

雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること

※就労継続支援A型事業所の利用者は除く

③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること

④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点
			優良	1点
		②人材面	特に優良	2点
			優良	1点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点
			優良	1点
		④職務選定・創出	特に優良	2点
			優良	1点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点
			優良	1点
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点
			優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点
			優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点
			優良	1点
		⑨キャリア形成	特に優良	2点
			優良	1点
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点
			優良	1点
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
		⑫定着状況	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
		⑭キャリア形成	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点
	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点
		⑰質的側面	特に優良	2点
			優良	1点
情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)
合計の合格最低点				20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

「ひとりひとりが輝ける職場へ」

百五管理サービス株式会社（三重県）

●2016年2月に東海3県の地方銀行で初めて特例子会社の認定を受け、障害のある社員は4年間で4倍以上に増え、現在23名である。

●中期経営計画に「誰もが安心・安定して働き続けられる職場づくりへの挑戦」を掲げ、一人ひとりに「居場所」と「出番」のある会社を目指して、障害者が活躍できる仕事の創出やキャリア支援、安心して働ける職場環境づくりに取り組んでいる。

●企業在籍型ジョブコーチを4名配置し、障害者の能力開発に取組み、さらに評価制度を導入することで、目標達成に向けた努力とモチベーションの向上を図っている。

●また、周囲を気にせず利用できる休憩スペースの設置や、送迎バスによる通勤途上の安全性の向上、テレワークや通院特別休暇など柔軟な勤務体制の整備にも取り組んでいる。

●社会貢献として、職場実習生の受入れの他、行政や支援機関と連携して講師派遣や見学会受入れなど、障害者雇用のノウハウ提供も積極的に行っている。



- ・所在地：三重県津市
- ・従業員数：47名（出向者含む）
- ・特例子会社：該当
- ・事業概要：銀行受託事務（文書保管・廃棄、用度品発送、手形小切手帳作製
ゴム印作製、印刷、伝票編綴、文書電子化、データ入力等）
- ・障害者実雇用率 72.5%
- ・平均勤続年数 3年
- ・障害者の6ヶ月以上職場定着率 100%、1年以上職場定着率 80%